

確定申告

2月16日(木)～3月15日(木)

確定申告・町県民税申告

平成23年分の確定申告と町県民税の申告は、2月16日(木)から3月15日(木)までです。申告に必要な書類を確認し、余裕を持ってお早めに申告してください。

☎【確定申告】 菊池税務署 ☎0968(25)2121(自動音声案内)
【町県民税】 税務課 住民税係 ☎(232)4911

☎【後期高齢者医療保険料】 健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912
【介護保険料】 介護保険課 介護保険係 ☎(232)2508

確定申告・町県民税申告の日程

期日	受付地区		場所
	午前 9:00～11:00	午後 13:00～16:00	
2/16(木)	川久保・下原	津留・大堀木	役場2階 大会議室
17(金)	曲手・辛川	井口・道明	
20(月)	あさひヶ丘・津久礼ヶ丘	上津久礼	
21(火)	宮ノ上・ひばりヶ丘	下津久礼	
22(水)	緑ヶ丘	緑陽台	
23(木)	入道水・柳水・馬場		
24(金)	鉄砲小路・長塚	新町・南方	
27(月)	中尾・光団地・駅前・古閑原		
28(火)	中代		
29(水)	上中代・出分	戸次・馬場楠	
3/1(木)	光の森1町内～7町内		武蔵ヶ丘 コミュニティ センター (武蔵ヶ丘 中学校隣)
2(金)	武蔵ヶ丘1町内～4町内		
5(月)	武蔵ヶ丘5町内～8町内		
6(火)	八久保・南八久保		
7(水)	花立・南花立・向陽台		
8(木)	三里木・三里木北		三里木町民 センター
9(金)	新山・北新山・境の松		
12(月)	杉並台・青葉台・新成		
13(火)	東ヶ丘・沖野		

※混雑を避けるため、行政区ごとに受付日(午前・午後)を指定しています。できるだけ、お住まいの行政区の指定された日に申告してください。
また、申告会場は混み合う場合がありますので、時間に余裕をもってお越しください。

申告に必要なもの

- 収入・経費について
 - 源泉徴収票、支払証明書(原本)
 - 農業、営業、不動産などの所得がある人は収支内訳書(収入金額と必要経費を記載したもの)
- 控除について
 - 社会保険料控除証明書または領収書(国民健康保険・任意継続保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療保険など)
 - 保険料などの控除証明書(生命保険・個人年金・地震保険など)
 - 障害者控除を受けられる人は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書(6ページ参照)
 - 医療費控除関係(領収書(原本)・高額医療費、保険会社などの給付金額が分かるもの)
- ※医療費控除を申告する際は、あらかじめ領収書の金額を家族ごとに集計した上で提出してください。
- その他
 - 印鑑(認印で可)
 - 本人の口座番号が分かる通帳など

菊陽町の申告会場で受けられない申告

確定申告をする人のうち、次に該当する人は菊池税務署で申告をお願いします。

- 譲渡所得
- 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を初めて申告する人
- 消費税・贈与税の申告
- 準確定申告(平成23年中に亡くなられた人の申告)

後期高齢者医療保険料・介護保険料をお支払いの人

後期高齢者医療保険料もしくは介護保険料を納付している人で、納付確認書が必要な人は、健康・保険課および介護保険課の窓口で発行しますので、身分証を持参の上、窓口にお越しください。
また、郵送を希望する場合は、お問い合わせください。

■問い合わせ

【後期高齢者医療保険料】
健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912
【介護保険料】
介護保険課 介護保険係 ☎(232)2508

申告に必要な障害者控除対象者認定の申請

65歳以上の要介護認定者は、町で交付する「障害者控除対象者認定書」により障害者控除を受けることができます(身体障害者手帳などで控除を受けている人は該当になりません)。
65歳以上の要介護認定を受けている菊陽町の被保険者で、平成23年12月31日現在の状態が次のいずれかに該当する人

- 障害者
 - ・身体障害者(3級～6級)に準ずる人
 - ・知的障害者(軽度・中度)に準ずる人
- 特別障害者
 - ・身体障害者(1級・2級)に準ずる人
 - ・知的障害者(重度)に準ずる人

■手続きに必要なもの

- ・障害者控除対象者認定申請書(介護保険係で用意しています)
- ・印鑑(認印で可)

■問い合わせ

介護保険課 介護保険係 ☎(232)2508

菊池税務署からのお知らせ

■申告日程(税務署)

期日	場所	申告内容
2/16(木) 3/15(木) (土・日曜日を除く)	菊池税務署 (〒861-1393 菊池市隈府 874番地1)	全ての所得税申告 個人事業主の消費税申告

■申告期間中の休日対応日

休日開庁日	場所	申告内容
2/19(日) 2/26(日)	熊本西税務署 (熊本市二の丸1番4号) 熊本東税務署 (熊本市東町3丁目 2番53号)	申告相談・納付相談 確定申告書の配布

■使って実感！ネットで申告「e-Tax」

国税電子申告・納税システム(e-Tax)では、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して、国税に関する各種手続きができます。

- インターネットからできる手続き内容
 - ①所得税、法人税、消費税、酒税および印紙税の申告
 - ②全ての国税の納税
 - ③納税証明書の交付請求および法定調書の提出などの申請・届出など
 - e-Taxのメリット
 - ①最高4,000円の税額控除(平成22年分以前に1度でもこの控除を受けている人は受けられません)
 - ②添付書類の提出省略(確定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります)
 - ③24時間受付
 - 事前準備
 - ①パソコンの利用環境の確認
 - ②電子証明書(住民基本台帳カード)
 - ③ICカードリーダライタ
- 詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。
(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)